

令和3年度 宮崎地方最低賃金審議会 運営小委員会 議事録

1 日 時

令和3年7月2日(金) 午前11時00分～11時40分

2 場 所

宮崎労働局労働基準部 2階大会議室

3 出席者

公益代表委員	橋口、松岡
労働者代表委員	鎌田、中川
使用者代表委員	奥野、河野
事務局	松野労働基準部長、森賃金室長、吉田室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

ただ今から、令和3年度の運営小委員会を開催いたします。

当小委員会の委員につきましては、先程の本審の場におきまして、公労使各2名の委員をお願いすることとなったところです。

それでは、会議に先立ちまして、松野労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

【基準部長】

各委員の皆様には、本審に引き続き令和3年度宮崎地方最低賃金審議会運営小委員会にご出席いただきまして、お礼申し上げます。

この運営小委員会では、先ほどの第1回審議会における諮問を受けまして、これから始まります最低賃金の改正の具体的な審議の進め方等について、ご検討いただきたいと思います。

宮崎の経済・雇用情勢は、先ほど局長が申し上げたとおりでございますが、こうした状況の中におきましても、最低賃金は、労働者の生活の安定と事業の公正な競争の確保に期するものでありますことから十分な審議に基づき、最低賃金を遅滞なく改正することが必要であると考えます。

本年度も、中央最低賃金審議会の審議状況に我々地審も影響を受けながらの審議となりますことから、日程的にも難しい局面となることが予想されるところでございます。でき得る限り地域別最低賃金は、10月1日発効、産業別最低賃金は、年内発効を目指して、ご審議をいただければと思っております。

また、「全会一致」によります結審に至りますよう、審議会運営にご尽力、ご配慮をいただければ幸いです。

今後の審議会を円滑に運営していくために、本日の運営小委員会におきまして、慎重なご検討をお願いいたしまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくご検討をお願いいたします。

【室長補佐】

ありがとうございます。

議題の1「運営小委員会の座長及び座長代理の選出について」ですが、従来から、慣例によりまして、公益委員をお願いしているところです。

本年度につきましては、座長を橋口委員に、座長代理を松岡委員をお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議無し)

それでは、座長の橋口委員に以後の進行をよろしくお願いいたします。

【橋口座長】

運営小委員会は、本年度の最低賃金審議会の運営について、公労使三者の代表によって話し合っていたくという極めて、重要な役割を担っております。委員の皆様の御協力をお願いいたします。

では、資料の説明について、事務局からお願いいたします。

【賃金室長】

運営小委員会資料の説明をいたします。

まず1ページを開いてください。本日の第1回本審において確認いただいた運営小委員会の委員名簿になります。

3ページは、令和2年度の宮崎地方最低賃金審議会開催状況になります。

本審5回、このうち第5回は、新型コロナウイルスの影響により中止となり、資料のみの送付となっております。地賃の専門部会3回、産別の検討小委員会を2回、産別電機の専門部会を2回、自動車小売専門部会を2回開催しております。

5ページは、令和3年度の審議会運営計画(案)です。

地域別最賃につきましては、例年10月1日発効を目指しており、本年度も目指したいところですが、中賃の「目安」答申の時期や他県の決定状況、審議の都合もあり、それを前提とした計画案が5ページとなります。

ちなみに、Dランク県のうち、792円の最下位グループ7県で、8月5日(木)に答申を予定しているのは、秋田、鳥取、島根、高知、大分の5県で、8月6日(金)に答申予定としている県は、佐賀、沖縄の2県でどちらも午後に専門部会と本審が予定されております。

第2回本審は、中央最低賃金審議会の「目安」答申を受けての開催となります。

現時点では、「目安」答申の時期は7月16日(金)午後となっております。

週明けの平日3日間は都合の悪い委員の皆様が複数いらっしゃいます。

従いまして、第2回本審は連休明けの、7月27日(火)、予備を26日(月)で15名の委員皆様に案内しております。

第2回本審の議題としましては、改正決定に係る意見、この運営小委員会の報告、目安伝達、地賃専門部会委員の選出のほかに、産業別最低賃金改正の必要性の有無についての諮問及び検討小委員会の設置等を予定しています。

第1回地賃専門部会につきましては、案により7月27日(火)の第2回本審終了後を予定しております。

それ以降の専門部会の開催につきましても、予定を入れておりますが、昨年と同じように、第1回専門部会終了後に改めて、第2回以降の専門部会の開催日程を協議させていただきたいと思っております。

第3回本審で答申を受けましたら、その日のうちに「意見要旨の公示」(法第11条第1項)を行います。異議申出の期間は15日間となっております。

異議申出があった場合は、審議会に意見を求めなければならない(最低賃金法第11条第3項)と規定されておりますので、第4回本審、いわゆる異議審を開催することになります。

運営計画(案)では、8月6日(金)の第3回本審で答申をいただきますと、15日を経過した日(異議申出締切)が8月23日(月)になりますので、8月24日(火)に第4回本審(いわゆる異議審)を予定することになります。

第4回本審では、異議申出に対する審議のほか、産業別最低賃金の金額改正の必要性の答申をいただき、「必要性あり」となりましたら金額改正について諮問を行うこととなります。

ここまで申し上げました運営計画(案)は、あくまで、7月21日(水)までに中央最低賃金審議会が目安答申を出した場合の日程です。

中央最低賃金審議会における答申の状況は、わかり次第メール等でご連絡いたしますが、いずれにしましても、地賃につきましては、8月上旬にかけて集中的な審議になるかと思っております。委員の皆様には日程調整のご協力をよろしくお願いいたします。

産業別最低賃金の「必要性の有無」の検討の場につきましては、このあとご審議いただきますが、運営計画(案)では、仮に、8月17日(火)に検討小委員会を開催するよう予定を入れております。8月18日(水)は検討小委員会の第2回目としました。予備は8月20日(金)としております。

これも仮の話ですが、検討小委員会で、「改正の必要性あり」となりました場合には、各産別専門部会を2回ないし3回程度、10月に開催する予定としています。

ちなみに11月1日(金)が年内発効のタイムリミットとなります。

7ページ、8ページは、地域別最低賃金と産業別最低賃金の答申日別最短効力発生予定日の一覧表となります。

13、14ページは、最低賃金審議会令第6条5項の採用についての基本的な考え方となります。

内容につきましては、さきほどの本審で説明したとおりです。

23ページからは宮崎地方最低賃金審議会公開要領と修正案です。「はがき」の申し込みを「メール」に修正し、傍聴者名簿にはコロナ対応のため、連絡先等を記入していただくように修正したいと提案いたします。

25ページは宮崎労働局HPに掲載している令和2年度の最低賃金審議会開催状況です。本審第3回と第4回は議事録をHPに掲載しておりません。

以上、資料の説明とさせていただきます。

【橋口座長】

ただいまの説明について、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

(質疑なし)

【橋口座長】

それでは、議事に入りたいと思います。

議題2は、「令和3年度の最低賃金審議会の運営について」ということですが、具体的には、先ほど事務局から説明のありました「令和3年度宮崎地方最低賃金審議会運営計画(案)」に基づき、

- 1 地域別最低賃金の審議について
- 2 特定(産業別)最低賃金の審議について

それぞれご協議していただくこととなります。

まず、「地域別最低賃金の審議について」ですが、専門部会の開催回数や日程等は、第1回専門部会終了時に改めて協議するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【橋口座長】

ありがとうございます。

そのほか「地域別最低賃金の審議について」何かご意見等はございませんでしょうか。

【中川委員】

先ほど運営計画を示していただきましてありがとうございました。第1回の部会の際にということですが、宮崎は793円ということで、九州では鹿児島、長崎、熊本ということになってくるのではないかと考えております。長崎の平和の集いが8月8、9日となっています。この前後で結審するのではないかと考えていますし、先ほどの説明で、792円の佐賀、沖縄が8月6日の午後と聞いておりますので、計画では8月6日の午前となっていますが、午前だと九州各県の状況が見えないのかなと考えております。第1回の部会の後に決めるということになりますと、皆さんお忙しいですので、8月6日は午後にしてはどうかと思ったところです。

【河野委員】

今のお話と同じような考えを持っていたのですが、事務局との調整では10日の予備日という話があったと思いますが。

【賃金室長】

はい。6日は午前・午後1日大丈夫で午後への変更は可能です。10日は予備日となっています。

【橋口座長】

今、6日の午後という話も出ておりますが。

【中川委員】

おそらく大分は、過去からずっと早いですが、なので、この予定で行くと思いますけれども、6日午前中だと沖縄・佐賀がどうなるかということになりますので、可能であれば

ば6日午後、予備日として10日かどうかと思います。

【賃金室長】

まず、6日は1日確保できていますので、午後は大丈夫です。午後であれば、1時30分、専門部会で、3時本審ということになりますでしょうか。

【河野委員】

もうちょっと遅くではどうでしょうか。

【賃金室長】

専門部会を3時、本審を4時30分でしょうか。10日は午前午後都合の悪い方が2名ずついらっしゃいます。公益が2名なので、労使は同数確保できるかと思います。

【橋口座長】

ここでは、27日の確認をすることが前提で、27日で最終的な判断ということになると思いますけれども、方向性としては、今言われたような方向性でいいでしょうか。

事務局がそれに対応可能であれば、方向としては8月6日の3時から専門部会、4時30分から本審ということでもよろしいでしょうか。また、審議の流れもありますので、予備日を10日ということで、よろしいでしょうか。

(双方異議なし)

それでは、あらためて地域別最低賃金の審議日程を確認します。

7月27日火曜日午前10時から第2回本審を、午前11時から第1回地賃専門部会を開催し、それ以降の日程については、第1回専門部会の場で調整して決めるということですが、8月6日午後の開催ということで進めるということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

【賃金室長】

確認させていただきますと、3日の午前の第2回専門部会はよろしいでしょうか。

(異議なし)

【橋口座長】

ありがとうございます。

それではそのように決定したいと思います。

宮崎県最低賃金額の改定につきましては、例年、10月1日発効を目指して審議してきました。

今年度も中賃の「目安」答申の時期や他県の決定状況など、不確定な部分もあり、10月1日発効を目指したいところですが、審議の都合もあり、10月中の早期発効を目指すこと、そして、全会一致の結審にいたるよう努力することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【橋口座長】

ありがとうございます。
次に、「特定(産業別)最低賃金の審議について」を検討いただきたいと思います。
この件については、
1 「改正の必要性について」の検討の場をどうするか
2 審議のスケジュールをどうするか
ということを検討する必要があるかと思えます。
まず、「改正の必要性について」の検討の場をどうするかについて、ご意見をいただきたいと思います。
今年も昨年と同様、検討小委員会を設置して、そこで検討することでいかがでしょうか。

(異議なし)

【橋口座長】

ありがとうございます。
それでは、必要性の検討は、検討小委員会の場で行うことといたします。
なお、産業別最低賃金については、関係労使のイニシアティブにより設定するものであり、全会一致の議決に至るように努力することが必要とされています。
このため、関係労使当事者間の意思疎通を図ることが望ましいとされており、関係労使の委員の皆様にはこの点に十分に留意いただきますようお願い申し上げます。
次に、「審議のスケジュール」について検討します。
まず、検討小委員会の日程ですが、事務局から説明のあった日程(案)を踏まえて、ご意見をいただきたいと思います。
資料をもとに確認していただきたいと思います。
計画案では8月17日、18日続けてということで、それぞれ午前10時からということですがよろしいでしょうか。

(意見なし)

【橋口座長】

それでは、
第1回検討小委員会を8月17日午前10時から、
第2回検討小委員会を8月18日午前10時から、
開催することにします。

【橋口座長】

次に、特定(産業別)最賃の金額審議のスケジュールですが、金額審議は、検討小委員会で特定(産業別)最賃の改定の必要性が「有り」と判断された場合にのみ行います。

したがって、この場では具体的な日程は検討しませんが、仮に、「必要性有り」となった場合は、年内発効を目指すことを前提に、事務局が早期に日程調整を行い、各委員は事務局の行う日程調整に協力をする事、としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【橋口座長】

ありがとうございます。

それでは、次に、特定(産業別)最賃の金額審議を実施するとした場合の、審議の進め方について検討します。

特定(産業別)最賃の第1回専門部会は、例年、特定(産業別)最賃ごとに開催しております。

つまり合同開催はしておりませんが、このことについてご意見をいただきたいと思いません。

(意見なし)

【橋口座長】

それでは、特定(産業別)最賃の金額審議を行う場合は、第1回専門部会は合同開催としないとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【橋口座長】

ありがとうございます。

次に、最低賃金審議会令第6条第5項の採用について、お諮りしたいと思います。

例年どおり、専門部会の審議会運営に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項を採用し、専門部会が「全会一致」で結審した場合は本審答申と同一の効力を有すること、つまり本審は開かないこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【橋口座長】

ありがとうございます。

続きまして、議題4「宮崎地方最低賃金審議会の公開について」事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

資料の25ページをご覧ください。

先ほどの本審の資料にございますが、本審運営規程第7条第2項に「議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある

場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。」となっています。

これまで、本審の第3回と4回につきまして、採決または採択があるため、従来議事録を非公開としておりました。

しかしながら、本審の採決または採択に、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれは少ないと考えられるところです。

また、資料の提供はできませんが九州8県の労働局のホームページには、3県は議事録、3県は本県と同じ採決採択を議事要旨、2県はすべて議事要旨を掲載している状況です。議事録の公開により透明性の確保が高まると考えるところです。

以上です。

【橋口座長】

透明性の確保からホームページへの公開を進めるという趣旨と理解していいですね。ただいまの説明について、何かご質問はありませんか。

(意見なし)

では、第3回と第4回の本審についても議事録をホームページで公開するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【橋口座長】

ありがとうございます。

このほかに、本年度の審議会の運営について、なにかご意見はありませんか。

(意見なし)

【橋口座長】

ありがとうございます。

それでは、ただいま合意していただいた内容について、事務局に報告文としてまとめてもらいますので、しばらく休憩とします。

(休憩後、報告文(案)の配付)

【橋口座長】

ただ今、配付されました報告文(案)について、事務局に朗読をお願いします。

【室長補佐】

報告文の案を作成しましたので、ご確認をお願いします。

次回本審を7月27日に予定しておりますので、同日付での審議会会長あての報告とな

ります。
それでは読み上げます。
〔報告文（案）朗読〕

【橋口座長】

ありがとうございます。
ただ今、朗読されました報告文により、7月27日開催予定の本審に、運営小委員会の
まとめとして、報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

【橋口座長】

ありがとうございます。
以上で、本日の議題についての協議は終わりますが、他に意見等なければ、本日の議事
録については、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ等もなく、宮崎地方最低賃金審議会
運営規程第7条第4項の規定により公開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

【橋口座長】

ありがとうございます。
「異議なし」として議事録は公開とします。
議事録の確認は中川委員と河野委員にお願いします。
本日の運営小委員会は、これで終わります。ありがとうございました。

座 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
